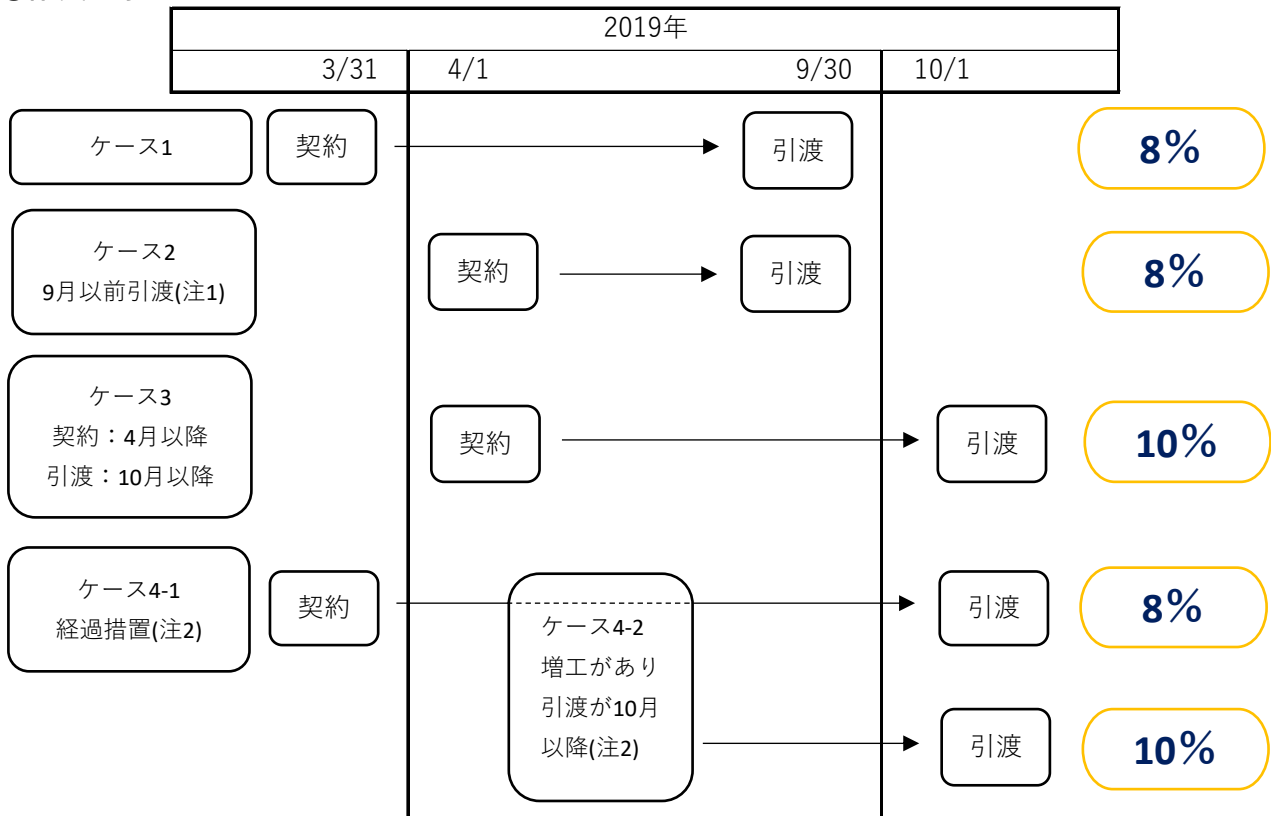


①請負工事



税率と使用請求書について

	税率	使用請求書
ケース1	8%	旧書式 (Ver1.2)
ケース2	8%	旧書式 (Ver1.2) ※10%になった場合は新書式
ケース3	10%	新書式 (Ver2.0)
ケース4-1	8%	新書式 (Ver2.0)
ケース4-2	10%	新書式 (Ver2.0)

注1) 工期の延長等により引渡が10月以降となった場合、工事金全体に税率10%が適用されます。これまで出来高に応じてのお支払いを税率8%で計算している場合、税率差額が発生します。(注3)

注2) 3月31日以前に締結した請負契約については、引渡日が10月1日以降であっても、経過措置により税率は8%となります。ただし、4月1日以降に増工契約、引渡が10月以降の分については、その増工分の金額のみ10%の税率が適用されます(当初契約金額分は8%の税率のままです)。(注3)

注3) 上記注1・注2では、税率差額が発生しますが、弊社では、この税率差額は完成月の請求(最終請求)にて精算させていただきます(請負工事以外(物品等)の請求書にて、税率差額の請求書を提出願います)。また、4月1日以降の請負契約の中で、10月1日以降の引渡であるが8%の税率となっている契約についても、最終請求にて精算させていただきます。

②請負工事以外(物品等)

契約日に関わらず、納品日が9月30日以前の分については税率8%、10月1日以降の分については税率10%(または軽減税率8%)が適用されます。

請求書については、税率8%分: 旧書式 (Ver1.2)  
税率10%分(軽減税率8%分): 新書式 (Ver2.0) をそれぞれ使用して下さい。